

SENYO FOOTBALL CLINIC 規約

第 1 条 (名称および所在地)

本フットボールクリニックは、泉陽高校サッカー部 OB 会が運営する、SENYO FOOTBALL CLINIC と称し、堺市堺区車之町東 3-2-1 大阪府立泉陽高等学校 (内) に事務所を置く。

第 2 条 (目的)

1. 本フットボールクリニックは、泉陽高校サッカー部のアカデミー組織とし、高校年代で必要とされる技術を中学年代より長期的展望に基づく一貫した指導にて技術向上を図るとともに泉陽高校サッカー部で活躍できる選手を育成する。
2. 所属する団体での活動だけでは専門的な指導が十分でない選手に対して、技術の向上および普及に努めるとともに、スポーツへの正しい理解を深め健全な心身の育成を図り地域のスポーツ振興に寄与する。

第 3 条 (構成)

中学生ならびに泉陽高校サッカー部員で構成する。

第 4 条 (入会資格及び手続き)

本フットボールクリニックに入会できる者は、本規約に賛同した者とし、スポーツを行うに適した健康状態であり、本フットボールクリニックが入会に適すると認めた者 (以下会員という) とする。
また、所定の入会申込書兼同意書に必要事項を記入し、提出することとします。

第 5 条 (入会金、年会費、自己負担金等)

会員は、別に定める入会金、年会費を所定の期日までに納入すること。一旦納入した各費用は、不可抗力による場合を除いては返金しないものとする。
練習着・スパイク等の用具ならびに、会場までの交通費・食費等、傷害保険については自己負担とする。

第 6 条 (遵守事項)

会員は本規約を遵守すると共に、クリニック開催会場での諸規則に従う。

第 7 条 (活動期間・活動日)

本フットボールクリニックの活動期間は、原則として毎年 4 月から翌年 3 月末までの 1 年間とする。また雨天代替は設定しない。その決定及び日程調整は本フットボールクリニックに一任するものとする。
本フットボールクリニックの活動日は、泉陽高校サッカー部の活動日と同日とするが、すべての練習に参加できるものではない。練習参加可能日程については前月までに告知する。また火曜日の 18 時～19 時については、中学生のみでの活動とする。

第 8 条 (活動内容)

火曜日 18 時～19 時ならびに土曜日にクリニックを開催する。ただし毎週の開催を保証するものではない。
また、それ以外の泉陽高校サッカー部の活動日には高校生の練習に参加することができる。

第 9 条 (届出事項の変更)

会員は、本フットボールクリニックに届出た氏名、電話番号等について変更があった場合はスタッフまで連絡するものとする。

第 10 条 (入会・継続)

入会日は練習参加開始日とする。年度途中の入会の場合も年会費がかかる。毎年 4 月に継続の意思があり月 2 回以上本フットボールクリニックに参加できる会員が年会費を納入した時点で継続できるものとする。

第 11 条 (退会)

1. 会員が都合により退会する場合は、スタッフまで申し出る。
2. 一旦退会した会員が再入会する場合、入会金、年会費を再度支払うものとする。

第 12 条 (休会)

会員が都合により休会する場合は、スタッフまで申し出る。

第 13 条 (復帰)

休会した会員が復帰する場合は、復帰希望月を申し出、本フットボールクリニックの承認を得る。

第 14 条 (写真・映像の使用)

本フットボールクリニックの活動中にスタッフが撮影した写真・映像は、本フットボールクリニックの SNS ならびに泉陽高校サッカー部ブログに広報活動として掲載する場合がある。本規約に同意した段階で撮影した写真・映像の肖像権は本フットボールクリニックに帰属するものとするが、プライバシー保護の観点から、掲載について配慮を申し出ることができる。

またクリニック開催中に保護者が本人を撮影することは妨げないが、SNS 等ネットへの投稿には、他選手の肖像権ならびにプライバシーを侵害していないか十分に配慮すること。

第 15 条 (保険)

会員は入会手続きまでに、スポーツ安全保険や傷害保険等に各家庭にて加入すること。傷害事故の場合における補償は加入する保険会社の約款通りとなる。

第 16 条 (負傷時の処置)

会員が練習時に負傷した場合には本フットボールクリニックスタッフが応急処置を施す。ただしその後の治療、入院、通院等については各家庭で責任を持って行うものとし、本フットボールクリニックは一切責任を負わない。

第 17 条 (除名)

会員（親権者含む）が次の事項等に該当するとき、その他本フットボールクリニックが会員として不適格と判断した者に対し、本フットボールクリニック会員より除名することができる。

1. 本規約に違反したとき、または違反したと判断したとき
2. 本フットボールクリニックの名誉と品格を著しく毀損したとき

第 18 条 (組織)

本フットボールクリニックは運営部として次の役員を泉陽高サッカー部 0B 会内に置く。

- (1) 運営部 部長
- (2) 運営部 事務局
- (3) 運営部 会計

尚、運営部役員は泉陽高校サッカー部 0B 会にて委任するものとする。

第 19 条 (改定)

本フットボールクリニックは必要に応じ、随時本規約を改定できる。また本規約にない事項について細則を定めることができる。

附則 本規約は、令和 5 年（2023 年）12 月 1 日より施行する。